

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 1 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	神戸市兵庫区及び長田区地先		兵庫漁協 神戸市漁協	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちB、ア、イ、ウ及びDを結んだ線及びBとCを結んだ線（防波堤南側に沿う。）とCからDに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	A	神戸市神戸港和田岬防波堤東端		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	B	神戸市神戸港長田防波堤東端		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	C	神戸市神戸港長田防波堤基部		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	D	最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	ア	Aから220度490メートルの点		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ	アから139度885メートルの点		
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ	Dから159度1,000メートルの点		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで					
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 2 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	神戸市須磨区及び垂水区地先	神戸市漁協
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域1)	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	点オ、カ、キ、G、ク及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域2)	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	点ケ、コ、シ、セ、リ、タ及びJを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域3)	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	点K、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域4)	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	点テ、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ及びトを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域5)	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	点ハ、ヒ、フ及びハを結んだ線によって囲まれた区域	
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界	
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 垂水漁港東側斜路西端	
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	C アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界	
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	D 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	E 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船舶廃油処理場護岸南角	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	F 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端	
"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	G 神戸市神戸港須磨沖防波堤東端		
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	H 神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角		
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	I 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界(堺川尻中央)		
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	J 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端の橋脚直下の護岸角 K 神戸市垂水区垂水漁港旧東側護岸に設置した標識 L Kから71度45分1.605.08メートルの点 M 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端 N 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点(北緯34度37.44分、東経135度1.63分) ア Aから159度1,000メートルの点 イ Bから174度1,000メートルの点 ウ Cから213度1,000メートルの点 エ Dから201度1,000メートルの点 オ Fから最大高潮時海岸線に沿って西へ50メートルの点 カ オから179度440メートルの点 キ Gから143度220メートルの点 ク Gから323度の線とEから244度の線との交点 ケ Hから鉄道護岸に沿って西へ160メートルの点 コ ケから159度50メートルの点 サ Hから鉄道護岸に沿って西へ470メートルの点 シ サから174度50メートルの点 ス Iから鉄道護岸に沿って東へ345メートルの点 セ スから174度50メートルの点 ソ Iから174度50メートルの点 タ Jから174度50メートルの点 チ Kから166度200メートルの点 ツ Lから167度10分340メートルの点 テ Mから最大高潮時海岸線に沿って東へ80メートルの点 ト Cから最大高潮時海岸線に沿って西へ152メートルの点 ナ テから215度230メートルの点 ニ ナから161度116メートルの点 ヌ ニから128度105メートルの点 ネ ヌから115度40メートルの点 ノ ネから125度の線とトから215度の線との交点 ハ Nから110度570メートルの点 ヒ ハから305度の線とウとエを結んだ線との交点 フ ハから215度の線とウとエを結んだ線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項			漁業者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	
共 第 3 号	第2種共同漁業	建網漁業	1月1日から12月31日まで	神戸市漁協 兵庫漁協
	"	いかかご網漁業	1月1日から12月31日まで	
	"	雑漁かご網漁業	1月1日から12月31日まで	
			漁場の位置	制限又は条件
			神戸市兵庫区から同市垂水区に至る間の地先	
			漁場の区域	
			次の点のうちF、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線及びFとGを結んだ線（防波堤に沿う。）と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。	
			(除外区域1)	
			点キ、ク、ケ、J、コ及びHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
			(除外区域2)	
			点サ、シ、セ、タ、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
			(除外区域3)	
			点M、テ、ト及びNを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
			(除外区域4)	
			点ナ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びニを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
			(除外区域5)	
			点フ、ヘ、ホ、マ及びPを結んだ線によって囲まれた区域	
			点の位置	
			A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端	
			B 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界（堺川尻中央）	
			C 垂水漁港東側斜路西端	
			D アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界	
			E 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界	
			F 神戸市神戸港長田防波堤東端	
			G 神戸市神戸港長田防波堤基部	
			H 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船舶廃油処理場護岸南角	
			I 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端	
			J 神戸市神戸港須磨沖防波堤東端	
			K 神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角	
			L 神戸市垂水区塩屋町菅公橋南東端の橋脚直下の護岸角	
			M 神戸市垂水区垂水漁港旧東側護岸に設置した標識	
			N Mから71度45分1,605.08メートルの点	
			O 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端	
			P 明石海峡大橋土塔基礎設置位置中心点（北緯34度37.44分、東経135度1.63分）	
			ア Aから220度490メートルの点	
			イ アから139度2,300メートルの点	
			ウ Bから174度2,000メートルの点	
			エ Cから174度1,500メートルの点	
			オ Dから213度1,500メートルの点	
			カ Eから201度1,500メートルの点	
			キ Iから最大高潮時海岸線に沿い西へ50メートルの点	
			ク キから179度440メートルの点	
			ケ Jから143度220メートルの点	
			コ Jから323度の線とHから244度の線の交点	
			サ Kから鉄道護岸に沿い西へ160メートルの点	
			シ サから159度50メートルの点	
			ス Kから鉄道護岸に沿い西へ470メートルの点	
			セ スから174度50メートルの点	
			ソ Bから鉄道護岸に沿い東へ345メートルの点	
			タ ソから174度50メートルの点	
			チ Bから174度50メートルの点	
			ツ Lから174度50メートルの点	
			テ Mから166度200メートルの点	
			ト Nから167度10分340メートルの点	
			ナ Oから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点	
			ニ Dから最大高潮時海岸線に沿い西へ152メートルの点	
			ヌ ナから215度230メートルの点	
			ネ ヌから161度116メートルの点	
			ノ ネから128度105メートルの点	
			ハ ノから115度40メートルの点	
			ヒ ハから125度の線とイから215度の線の交点	
			フ Pから110度570メートルの点	
			ヘ フから305度1,100メートルの点	
			ホ ヘから215度300メートルの点	
			マ ホから125度1,100メートルの点	

漁業種の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 4 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	神戸市須磨区須磨浦通沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市立須磨海づり公園管理塔中心点 ア Aから170度175メートルの点 イ Aから75度1,450メートルの点 ウ イから170度450メートルの点 エ Aから170度450メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 5 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	神戸市垂水区塩屋町沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちウ、エ、オ、カ及びびウを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界（堺川尻中央） B 神戸市垂水区塩屋町谷川尻左岸の護岸南西角 ア Aから最大高潮時海岸線に沿い西へ250メートルの点 イ Bから護岸に沿い東へ50メートルの点 ウ アから165度500メートルの点 エ アから165度700メートルの点 オ イから165度700メートルの点 カ イから165度500メートルの点	神戸市漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 6 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	神戸市須磨区一の谷から同市垂水区平磯に至る間の沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区地先平磯灯標中心点（北緯34度37.30分、東経135度3.92分） ア Aから78度30分1,100メートルの点 イ Aから165度300メートルの点 ウ イから75度2,450メートルの点 エ ウから345度300メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 7 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	神戸市垂水区平磯沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 点オ、カ、キ及びオを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市垂水区福田川尻左岸の観測塔基部南東角 B 神戸市垂水区垂水漁港旧東側護岸に設置した標識 C Bから71度45分1,605.08メートルの点 D Cから最大高潮時海岸線に沿い東へ100メートルの点 ア Dから174度300メートルの点 イ Dから174度1,000メートルの点 ウ Aから174度1,000メートルの点 エ Aから174度300メートルの点 オ Cから167度10分300メートルの点 カ Cから167度10分340メートルの点 キ オから254度20分の線とカから256度30分の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 8 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	神戸市垂水区西舞子町沖合	
				漁場の区域	
				<p>次の点のうちイ、ウ、エ、オ及びイを結んだ線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域)</p> <p>点イ、コ、キ、ク、ケ及びイを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>A 神戸市垂水区舞子公園南西角にある砲台跡碑 B 神戸市垂水区西舞子町山田川尻右岸 C 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端 ア Bから最大高潮時海岸線に沿い西へ400メートルの点 イ Aから224度150メートルの点 ウ Aから224度700メートルの点 エ アから224度700メートルの点 オ アから224度150メートルの点 カ Cから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点 キ カから215度230メートルの点 ク キから161度116メートルの点 ケ クから128度の線とAから224度の線との交点 コ カとキを結んだ線とイとオを結んだ線との交点</p>	神戸市漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 9 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	神戸市・明石市界から明石市中崎に至る間の地先	明石浦漁協
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	
	"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びビアを結んだ線によって囲まれた区域	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における明石市・神戸市界	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 明石市明石港東外港南防波堤西端	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから201度330メートルの点	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから278度560メートルの点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ イから268度910メートルの点	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	エ ウから360度50メートルの点	
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	オ Bから174度50メートルの点	
	第2種共同漁業	いそ刺漁業	1月1日から12月31日まで	カ オから174度1,150メートルの点 キ Aから201度1,500メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 10 号	第1種共同漁業 "	かき漁業 またがい漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	明石市明石港中外港から明石市船上町に至る間の地先	明石浦漁協
				漁場の区域 次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う）並びにア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤西端 B 明石市明石港中外港南防波堤 基部 C 明石市明石港中外港南防波堤 隅角部 D 明石市船上下水処理場排水口中央 ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点 イ アから134度100メートルの点 ウ Aから174度50メートルの点 エ ウから174度1,150メートルの点 オ Dから184度1,200メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付 記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 11 号	第1種共同漁業 "	かき漁業 またがい漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	明石市船上町から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先	林崎漁協 江井ヶ島漁協
				漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市船上下水処理場排水口中央 B 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界 ア Aから184度1,200メートルの点 イ Bから196度4,000メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 12 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	明石市明石港中外港から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先		林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域			
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。）並びにア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	点の位置			
	"	てんぐさ漁業	3月1日から10月31日まで	A 明石市明石港東外港南防波堤西端			
	"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	B 明石市明石港中外港南防波堤基部			
	"	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 明石市船上下水処理場排水口中央			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	イ アから134度100メートルの点			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Aから174度50メートルの点			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Aから174度1,150メートルの点			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから184度1,200メートルの点			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	カ Eから196度4,000メートルの点			
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで					
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 13 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市岬町地先から林地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港西外港沖防波堤東灯台中心点 ア Aから263度52分300メートルの点 イ Aから188度370メートルの点 ウ イから270度1,120メートルの点 エ ウから360度362メートルの点	
					林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 14 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市林から松江地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港5号防波堤灯台中心点 ア Aから209度30分570メートルの点 イ Aから170度30分270メートルの点 ウ イから260度30分1,980メートルの点 エ Aから260度30分1,980メートルの点	
					林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 15 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度40.45分、東経134度54.61分） B 明石市魚住漁港西防波堤南東端 ア Aから205度の線とBから180度の線の交点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協 東二見漁協 西二見漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 16 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから105度30分1,560メートルの点 イ Aから114度1,530メートルの点 ウ イから295度930メートルの点 エ アから295度930メートルの点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 17 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市魚住町沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市西区雄岡山頂上 B 淡路市松帆崎北端 ア Aから227度の線とBから288度の線の交点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協 東二見漁協 西二見漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 18 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市二見町沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 神戸市西区雄岡山頂上 B 淡路市松帆崎北端 ア Aから231度の線とBから281度の線の交点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協 東二見漁協 西二見漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 19 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	明石市二見町東二見から加古郡播磨町に至る間の地先		高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちA、ア、キ、ク、コ、ケ、サ、シ、ス、ソ及びセを結んだ線並びに明石市東播磨港二見新		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	波止西防波堤と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	界		
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	南西角		
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから196度4,000メートルの点		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから護岸に沿い東へ467メートルの点		
	"	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ イから205度10分103メートルの点		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	エ ウから130度10分1,606メートルの点		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	オ エから150度16分965メートルの点		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	カ オから217度10分1,630メートルの点		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	キ カから120度20分505メートルの点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ク キから37度10分467メートルの点		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	ケ ケから37度10分385メートルの点		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	コ ケから208度310メートルの点		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	サ ケから37度10分840メートルの点		
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	シ サから104度1,140メートルの点			
"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	ス シから113度20分2,910メートルの点			
"	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで	セ Aから277度20分480メートルの点			
"	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	ソ セから203度20分の線とスから35度40分の線の交点			
	第2種共同漁業					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 20 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	加古郡播磨町から高砂市荒井町に至る間の地先	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちア、イ、エ、ソ、セ、ス、シ、コ、サ、ク、キ、カ及びHを結んだ線、Hとオを結んだ線 (防波堤に沿う。)並びにオとGを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の 各区域を除く。	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域1)	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	点タ、チ、テ及びツを結んだ線と護岸によって囲まれた区域	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域2)	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	点D、ト、ナ、E及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域3)	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	高砂東部及び西部埋立地護岸から沖合15メートル以内の区域	
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域4)	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	点G、又、K及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	A 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南東角	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	C 高砂市高砂町相生町地先高砂東部埋立地護岸南西角	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	D 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	E 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称一文字堤防)北東端	
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	F 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)基部	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	G 高砂市高砂町向島向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	H 加古川市東播磨港別府西港区西防波堤基部に設置した標識	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	I 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角	
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	J 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界	
	"	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで	K 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)南東端	
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから護岸に沿い東へ305メートルの点	
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	イ アから203度30分880メートルの点 ウ Iから護岸に沿い東へ500メートルの点 エ ウから204度2,430メートルの点 オ Gから84度の線と対岸との交点 カ Hから203度40分100メートルの点 キ カから194度50分1,720メートルの点 ク キから181度20分765メートルの点 ケ Iから護岸に沿い東へ467メートルの点 コ ケから205度10分103メートルの点 サ コから205度10分835メートルの点 シ コから130度10分1,606メートルの点 ス シから150度16分965メートルの点 セ スから217度10分965メートルの点 ソ セから234度の線とエと二を結んだ線の交点 タ Bから護岸に沿い西へ15メートルの点 チ タから205度30分1,200メートルの点 ツ Cから護岸に沿い東へ15メートルの点 テ ツから205度30分1,100メートルの点 ト Dから208度30分170メートルの点 ナ Eから227度430メートルの点 ニ Jから196度4,000メートルの点 又 Gから防波堤(導流堤)に沿い1340メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 21 号	第2種共同漁業	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	加古川市尾上町及び高砂市高砂町地先		高砂漁協 東播磨漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちA、ア、イ、エ及びウを結んだ線、Bとオを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1) 点C、D、カ、キ及びEを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2) 高砂市東部埋立地護岸から沖合15メートルの点以内の区域 (除外区域3) 点B、ク、G及びCを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 加古川市東播磨港別府西港区西防波堤基部に設置した標識 B 高砂市高砂町向島向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部 C 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)基部 D 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称一文字堤防)北東端 E 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角 F 高砂市高砂町相生町地先高砂東部埋立地護岸南西角 G 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)南東端 ア Aから203度40分100メートルの点 イ アから194度50分950メートルの点 ウ Fから護岸に沿い東へ15メートルの点 エ ウから205度30分700メートルの点 オ Bから84度の線と対岸との交点 カ Dから227度430メートルの点 キ Eから208度30分170メートルの点 ク Bから防波堤(導流堤)に沿い340メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 22 号	第2種共同漁業	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	高砂市高砂町及び荒井町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、ウ、エ及びイと埋立地護岸に沿い沖合15メートルの線によって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南東角 B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角 ア Aから護岸に沿い西へ15メートルの点 イ Bから護岸に沿い東へ305メートルの点 ウ アから205度30分700メートルの点 エ イから203度30分880メートルの点	高砂漁協 東播磨漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 23 号	第1種共同漁業	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	高砂市高須及び曽根町並びに姫路市大塩町沖合		伊保漁協 姫路市漁協
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 高砂市東播磨港伊保灯台中心点		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから190度820メートルの点		
	第2種共同漁業	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから198度1,000メートルの点		
	"	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Bから199度2,000メートルの点		
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで	エ Bから199度3,000メートルの点		
	"					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 24 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	明石市、加古郡及び淡路市沖合		林崎漁協 明石浦漁協 東二見漁協 西二見漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	漁場の区域		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 淡路市江崎灯台中心点		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	B 明石市明石川尻右岸地先古波止		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町上島頂上		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	D 明石市明石城西やぐら		
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	E 洲本市先山頂上		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	F 香川県小豆島星ヶ城頂上		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから250度の線とBから197度の線との交点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	イ A C見通し線とBから197度の線の交点		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ウ A C見通し線とD F見通し線との交点		
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ C E見通し線とD F見通し線との交点		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	オ Aから250度の線とC E見通し線との交点		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 25 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市、淡路市及び加古郡沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちAを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市江崎灯台中心点 B 淡路市常隆寺山頂上 ア Aから264度の線とBから329度の線との交点	林崎漁協 明石浦漁協 東二見漁協 西二見漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 26 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市、淡路市及び加古郡沖合		林崎漁協 明石浦漁協 東二見漁協 西二見漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市江崎灯台中心点 B 淡路市常隆寺山頂上 ア Aから257度の線とBから303度の線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 27 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市、淡路市及び加古郡沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常隆寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから299度の線とBから344度の線との交点	林崎漁協 明石浦漁協 東二見漁協 西二見漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 28 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市、淡路市及び加古郡沖合		林崎漁協 明石浦漁協 東二見漁協 西二見漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協
				漁場の区域		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 29 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市、淡路市及び加古郡沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常隆寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから292度の線とBから344度の線との交点	林崎漁協 明石浦漁協 東二見漁協 西二見漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 30 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市、淡路市及び加古郡沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津港西防波堤灯台中心点 ア Aから288度27分10,374メートルの点 イ Aから180度453メートルの点 ウ イから270度390メートルの点 エ ウから342度30分600メートルの点	
					林崎漁協 明石浦漁協 東二見漁協 西二見漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 31 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市藤江地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港5号防波堤灯台中心点 ア Aから254度30分4.620メートルの点 イ Aから253度4.635メートルの点 ウ イから259度30分750メートルの点 エ アから259度30分750メートルの点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 32 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大蔵町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤灯台中心点 ア Aから101度900メートルの点 イ Aから195度410メートルの点 ウ イから115度900メートルの点 エ ウから36度410メートルの点	
					明石浦漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 34 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから193度1,700メートルの点 イ Aから221度50分500メートルの点 ウ イから312度30分300メートルの点 エ ウから41度50分500メートルの点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 35 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市二見町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市東播磨港二見西防波堤旧灯台跡（北緯34度41.52分、東経134度53.19分） ア Aから192度30分3,630メートルの点 イ Aから193度3,795メートルの点 ウ イから290度400メートルの点 エ アから290度400メートルの点	東二見漁協 西二見漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 36 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから214度2,910メートルの点 イ Aから208度750メートルの点 ウ イから118度810メートルの点 エ ウから28度750メートルの点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協 東二見漁協 西二見漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 37 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから198度30分4,400メートルの点 イ Aから200度5,000メートルの点 ウ イから300度210メートルの点 エ アから300度210メートルの点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協 東二見漁協 西二見漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 38 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市林崎港 5号防波堤灯台中心点 ア Aから249度5,500メートルの点 イ Aから179度880メートルの点 ウ イから89度960メートルの点 エ ウから359度880メートルの点	
					林崎漁協 明石浦漁協 東二見漁協 西二見漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 39 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	加古郡播磨町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ並びにアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア Aから183度1,700メートルの点 イ Aから125度400メートルの点 ウ イから180度200メートルの点 エ ウから275度700メートルの点 オ エから345度180メートルの点	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 41 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	高砂市相生町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市東播磨港高砂西防波堤灯台中心点 ア A から229度1,440メートルの点	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 51 号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市大塩町地先	姫路市漁協 伊保漁協
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちAとBを結んだ線（導流堤に沿う。）及びB、ア、イ並びにCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市大塩町大塩塩田東湾尻右岸の護岸南角 B 姫路市大塩町大塩塩田東湾尻右岸導流堤先端 C 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界 ア Bから207度1,758メートルの点 イ Cから199度1,600メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 52 号	第2種共同漁業 "	いそ刺網漁業 ます網漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市的形町地先	
			1月1日から12月31日まで	漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における姫路市大塩町・的形町界 B 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界 ア Aから199度1,600メートルの点 イ Bから194度1,500メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 53 号	第1種共同漁業	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	姫路市大塩町及び的形町地先		姫路市漁協 伊保漁協
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域		
	"	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	次の点A、B（導流堤に沿う。）、ア、イ及びびCを順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、塩田用水路を除く。		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	A 姫路市大塩町大塩塩田東濤尻右岸の護岸南角		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 姫路市大塩町大塩塩田東濤尻右岸導流堤先端		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ア Bから207度1,770メートルの点		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Cから194度1,500メートルの点		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
	第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 54 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	高砂市伊保町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 高砂市東播磨港伊保灯台中心点 B 姫路市的形港東防波堤基部 ア Aから222度の線とBから180度の線との交点	伊保漁協 姫路市漁協 高砂漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 55 号	第1種共同漁業	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	姫路市木場及び八家地先		姫路市漁協
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	漁場の区域		
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	次の点A、ア、イ、C、B（防波堤に沿う。）及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における姫路市的形町・木場界		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 姫路市姫路八木港西防波堤基部		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市姫路八木港西防波堤先端		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市姫路八木港東防波堤基部		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから194度1,500メートルの点		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	イ Cから194度1,600メートルの点		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで			
		第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 56 号	第1種共同漁業	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	姫路市白浜町及び飾磨区妻鹿地先		姫路市漁協	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域			
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	次の点のうちAとBを結んだ線（防波堤に沿う。）、B、ア、ウ、イ及びC（一部護岸に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	A 姫路市姫路八木港西防波堤基部			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	B 姫路市姫路八木港西防波堤先端			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市白浜町太佐新田南東角に設置した標識			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	ア Bから194度1,600メートルの点			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Cから115度42分40秒828メートルの点			
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ウ イから194度30分1,565メートルの点			
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで				
	第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 57 号	第1種共同漁業	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	姫路市飾磨区妻鹿及び中島地先	姫路市漁協
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、サ、ク、キ、カ、オ、エ及びBを結んだ線、Dとシを結んだ線並びに最	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 姫路市飾磨区妻鹿パナソニック液晶ディスプレイ株式会社姫路工場南護岸南西角	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 姫路市飾磨区中島関西電力株式会社姫路第一火力発電所南東角の護岸上に設置した標識	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市姫路港飾磨港区東防波堤基部南角	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市飾磨区中島字川尻新田南東角の護岸上に設置した標識	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから284度7分25メートルの点	
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから194度7分465メートルの点	
	"	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ イから180度895メートルの点	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	エ Bから128度35分25メートルの点	
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから213度35分801メートルの点	
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	カ オから297度20メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	キ カから216度463メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ク キから280度496メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ケ Cから防波堤南側線に沿い西へ25メートルの点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	コ ケから207度35分380メートルの点	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	サ コから203度35分910メートルの点	
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	シ Dから83度25分の線と対岸との交点		
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
"	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 58 号	第2種共同漁業 "	いそ刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	姫路市飾磨区妻鹿地先	※	姫路市漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちイ、ウ、エ、カ、キ、ク及びイを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市飾磨区中島字大森新田南東端の護岸上に設置した標識 ア Aから173度35分1,800メートルの点 イ Aから83度35分10メートルの点 ウ イから128度35分690メートルの点 エ ウから173度35分165メートルの点 オ Aから173度35分2,800メートルの点 カ オから83度35分425メートルの点 キ オから263度35分500メートルの点 ク アから263度35分500メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

※ 制限又は条件

—

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 59 号	第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市大津区地先	姫路市漁協
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域 次の点のうちイ、ウ、エ、オ、カ及びびイを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路港広畑港区広畑西地区埋立地（株式会社ダイセル広畑工場埋立地）北護岸北西角 ア Aから244度270メートルの点 イ アから152度878メートルの点 ウ イから62度30分1,010メートルの点 エ ウから90度180メートルの点 オ エから180度1,100メートルの点 カ イから163度33分820メートルの点	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 60 号	第1種共同漁業	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	姫路市網干区地先	姫路市漁協
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びBを結んだ線、D、C、工及びオを結んだ線並びにEと力を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	ただし、次の区域を除く。	
	"	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域)	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	点A、ア、キ、ク及びケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 姫路市網干区大江島防波堤基部中央	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 姫路市姫路港中川東防波堤東側線基部から南護岸に沿い	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	東へ193メートルの点に設置した標識(北緯34度45.48分、東経134度34.33分)	
	"	まてがし漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市姫路港網干港区網干西灯台跡(北緯34度45.72分、東経134度35.21分)	
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市網干区浜田地先埋立地護岸南東角	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	E 姫路市網干区興浜地先の揖保川尻左岸コンクリート堤防北端	
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	F 姫路市姫路港網干港区網干防波堤灯台中心点	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	ア AとFを結んだ線上Aから520メートルの点	
	"	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ アから173度1,400メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Bから173度700メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	エ Cから348度30分740メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	オ エから325度の線と対岸との交点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	カ Eから293度の線と対岸との交点	
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	キ アから173度618メートルの点		
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	ク キから253度58分1,167メートルの点(北緯34度45.81分、東経134度35.69分)		
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	ケ クから343度58分の線と最大高潮時海岸線との交点	
"	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		
"	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 61 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	たつの市御津町地先	室津漁協 岩見漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、ウ、A、イ、キ、オ、カ、ク、エ及びEを結んだ線並びにDとCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	点の位置	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	A 姫路市姫路港中川東防波堤東側線基部から南護岸に沿い東へ193メートルの点に設置した標識 (北緯34度45.48分、東経134度34.33分)	
	"	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	B たつの市御津町苅屋成山新田南東角	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	C 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	D たつの市・相生市界地先君島北端	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	E たつの市・相生市界地先君島南端	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	F たつの市地先沖の唐荷島南端	
	"	まてがし漁業	1月1日から12月31日まで	ア Bから護岸に沿い北東へ50メートルの点	
	"	とりがし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから173度700メートルの点	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ウ アから173度420メートルの点	
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Eから174度500メートルの点	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	オ Fから174度400メートルの点	
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	カ Fから264度500メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	キ イとエを結んだ線とオから39度の線の交点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ク イとエを結んだ線とカから39度の線の交点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで		
	第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 62 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	相生市地先	相生漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちAとBを結んだ線とC、ア、イ並びにDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	(除外区域1)	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	ウとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域2)	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	Gと工、オ、キ、カを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域3)	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	クとケ、サ、コを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域4)	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	チ、タ、シ、ス、セ及びソを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線におけるたつの市・相生市界	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	B たつの市・相生市界地先 君島北端	
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	C たつの市・相生市界地先君島南端	
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	D 最大高潮時海岸線における相生市・赤穂市界	
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	E 相生市桜ヶ丘町528番地地先通称皆動橋南詰西端	
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで	F 相生市相生字千尋石川島播磨重工業株式会社埋立地北護岸北東角		
			G 相生市相生字鷺巣5308番地の1 飯盛山東埋立地南東端		
			H 相生市突崎南の鼻先端		
			I 相生市相生字大谷、通称丸崎岩の東の鼻先端		
			J 相生市相生字法師崎、通称金堀岩南の鼻先端		
			K 相生市相生港カベ島燈標跡(北緯34度46.89分、東経134度28.14分)		
			ア Cから174度500メートルの点		
			イ Dから174度1,300メートルの点		
			ウ Eから最大高潮時海岸線に沿い西へ37メートルの点		
			エ Gから181度46分1,446メートルの点		
			オ 工から74度375メートルの点		
			カ Iから最大高潮時海岸線に沿い北へ71メートルの点		
			キ カから74度438メートルの点		
			ク Hから最大高潮時海岸線に沿い西へ118メートルの点		
			ケ クから161度309メートルの点		
			コ Jから最大高潮時海岸線に沿い西へ15メートルの点		
			サ コから161度171メートルの点		
			シ Kから1度33分88.4メートルの点		
			ス Kから0度39分22.81メートルの点		
			セ Kから5度27分250.4メートルの点		
			ソ Kから66度36分625.6メートルの点		
			タ Kから176度45分425.7メートルの点		
			チ Kから157度27分631.5メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 63 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から3月31日まで	赤穂市坂越地先	赤穂市漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域	
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点A、ア、イ及びBと最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 最大高潮時海岸線における相生市・赤穂市界	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから174度1,300メートルの点	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから164度1,000メートルの点	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 64 号	第1種共同漁業	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	赤穂市尾崎から赤穂市鷗和に至る間の地先	赤穂市漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域	
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちA、ア、B、イ及びCを結んだ線並びにD、ウ、エ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	（除外区域1）	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	（除外区域2）	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	千種川のFとオを結んだ線の上流の区域	
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	（除外区域3）	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	GとHを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで	（除外区域4）	
	"	かがみがい漁業	1月1日から12月31日まで	J、カ、キ、ク及びケを結んだ線と護岸によって囲まれた区域	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	（除外区域5）	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ス、サ、コ及びシを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	おのがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界	
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点	
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	C 取揚島南端	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	E 最大高潮時海岸線における赤穂市鷗和・福浦界	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱	
"	たご漁業	1月1日から12月31日まで	G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻）		
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端		
			I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識		
			J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識		
			K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口遊水池護岸東端に設置した標識		
			ア Aから164度1,000メートルの点		
			イ Cから173度45分400メートルの点		
			ウ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点		
			エ Iから230度の線とウから0度の線との交点		
			オ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点		
			カ Jから248度37分49秒472.5メートルの点		
			キ カから338度37分49秒22.2メートルの点		
			ク キから50度483.2メートルの点		
			ケ クから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057 1番地先の護岸との交点		
			コ Kから196度45分51秒76.9メートルの点		
			サ コから50度100メートルの点		
			シ コから320度の線と最大高潮時海岸線との交点		
			ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 65 号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	赤穂市尾崎から赤穂市鷗和に至る間の地先	赤穂市漁協
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域	
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線並びにD、エ、オ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 （除外区域1） 赤穂市尾崎3102番地の2 東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 （除外区域2） 千種川のFとカを結んだ線の上流の区域 （除外区域3） GとHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域4） J、キ、ク、ケ及びコを結んだ線と護岸によってかこまれた区域 （除外区域5） セ、シ、サ及びスを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界 B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点 C 取揚島南端 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 E 最大高潮時海岸線における赤穂市鷗和・福浦界 F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1 地先塩田護岸南角（通称松の鼻） H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端 I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識 J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識 K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口護岸東端に設置した標識 ア Aから164度1,000メートルの点 イ Bから174度500メートルの点 ウ アとイを結んだ線の延長線とCから173度45分の線との交点 エ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点 オ Iから230度の線とエから0度の線の交点 カ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点 キ Jから248度37分49秒472.5メートルの点 ク キから338度37分49秒22.2メートルの点 ケ クから50度483.2メートルの点 コ ケから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057-1番地先の護岸との交点 サ Kから196度45分51秒76.9メートルの点 シ サから50度100メートルの点 ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点 セ シから320度の線と最大高潮時海岸線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 66 号	第1種共同漁業	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	赤穂市福浦地先		赤穂市漁協 日生漁協	
	"	もずく漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちA、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における赤穂市鷗和・福浦界			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 兵庫県・岡山県界真尾鼻先端に設置した標識			
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	C 赤穂市鷗和網崎堤防上の兵庫県・岡山県境界立標			
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界			
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	ア A及びDを結んだ線とB及びCを結んだ線の交点			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
		第2種共同漁業	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 67 号	第2種共同漁業 "	いそ刺網漁業 雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで	赤穂市福浦地先	
			1月1日から12月31日まで	漁場の区域 次の点のうちA、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市鷗和・福浦界 B 兵庫県・岡山県界真尾鼻突端に設置した標識 C 赤穂市鷗和網崎堤防上の兵庫県・岡山県境界立標 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 ア A及びDを結んだ線とB及びCを結んだ線の交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 68 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町上島地先	家島漁協 坊勢漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町上島ス鼻	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町上島ミズの鼻	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町上島南の鼻	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町上島シゲの鼻	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから11度550メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから99度550メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから186度800メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから279度550メートルの点	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 69 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町鞍掛島地先	家島漁協 坊勢漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町鞍掛島北の鼻	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町鞍掛島モトクビ	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町鞍掛島南の鼻	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町鞍掛島西の中鼻	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから2度550メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから94度550メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから185度550メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから271度550メートルの点	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで			
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
"	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		
"	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 70 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町太島地先		家島漁協 坊勢漁協	
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域			
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置			
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町太島北西の鼻			
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町太島モサキ			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町太島タカノス南端			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町太島ドウゼン			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから323度30分800メートルの点			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから73度30分750メートルの点			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから160度1,400メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから242度840メートルの点			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 71 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町宇和島、男鹿島及び加島地先		家島漁協 坊勢漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域		
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置		
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町西宇和島西端		
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町男鹿島アオイの鼻		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町男鹿島オイの鼻		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町加島南端		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 姫路市家島町男鹿島大崎一つ石		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	F 姫路市家島町男鹿島ヒシの鼻		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから350度550メートルの点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから49度550メートルの点		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから116度550メートルの点		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから166度550メートルの点		
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから235度550メートルの点		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	カ Fから280度550メートルの点		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 72 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町家島、坊勢島及び西島地先	家島漁協 坊勢漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町家島タコの鼻	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町家島天神鼻	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町家島観音埼	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町太古島南端	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 姫路市家島町高島南端	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	F 姫路市家島町西島オツツノ鼻	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	G 姫路市家島町西島手操千埼	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	H 姫路市家島町西島ネコツラ	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	I 姫路市家島町西島室崎	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから23度550メートルの点	
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから72度550メートルの点	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから107度550メートルの点	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから147度550メートルの点	
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから199度550メートルの点	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	カ Fから228度550メートルの点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	キ Gから265度550メートルの点	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	ク Hから303度550メートルの点	
	"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで	ケ Iから336度550メートルの点	
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 73 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町松島及び桂島地先	家島漁協 坊勢漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町桂島北端	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町松島ヒラレの鼻	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町松島トビの鼻	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町三ツ頭島南端	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 姫路市家島町小ツツラ島北の鼻	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから16度550メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから76度1,000メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから181度1,350メートルの点	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから195度550メートルの点	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから281度550メートルの点	
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	カ Eから295度550メートルの点	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 74 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町院下島及び小松島地先		家島漁協 坊勢漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域		
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置		
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町院下島カンダの鼻		
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町院下島ツメガタの鼻		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町高羽島南東端		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町小松島ダキの下		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 姫路市家島町小松島のシゲ		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	F 姫路市家島町小松島の白玉		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	G 姫路市家島町院下島水の鼻		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから43度550メートルの点		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから118度550メートルの点		
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから111度550メートルの点		
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから114度550メートルの点		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから224度550メートルの点		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	カ Fから314度550メートルの点		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	キ Gから280度550メートルの点		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	かめので漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 75 号	第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町家島北岸地先		家島漁協 坊勢漁協	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	ア 34度41.79分、134度30.29分			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ 34度41.97分、134度30.17分			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ウ 34度41.76分、134度29.64分			
	"	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	エ 34度41.56分、134度29.73分			
	"	第2種共同漁業	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	"					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 76 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町宇和島南岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町宇和島南端 ア Aから164度30分370メートルの点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 77 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町太島北西岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町太島北西の鼻 ア Aから313度945メートルの点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 78 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町太島南岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町太島タカノス南端 ア Aから179度900メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 79 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町加島東岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから95度30分1,815メートルの点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 80 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町加島北西岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから311度260メートルの点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 81 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町加島北西岸地先		家島漁協 坊勢漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから301度1,150メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 82 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町加島西岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島北端 ア Aから266度2,300メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 83 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町加島地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町男鹿島大崎又ガタニ B 姫路市家島町加島南端 ア Aから147度の線とBから163度の線との交点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 84 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町男鹿島地先		家島漁協 坊勢漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町加島南端 B 姫路市家島町黒島南端 ア Aから215度の線とBから128度の線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 85 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町家島網手の鼻地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町坊勢島坊崎突端 B 姫路市家島町坊勢島大崎突端 ア Aから46度の線とBから16度の線との交点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 86 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町坊勢島赤崎の鼻地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町坊勢島ミヤケの鼻 B 姫路市家島町坊勢島赤崎の鼻 ア Aから139度の線とBから81度の線との交点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 87 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町高島地先		家島漁協 坊勢漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町高島南端 B 姫路市家島町大ヤケ島南端 ア Aから234度の線とBから156度の線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 88 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町院下島地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町院下島ツメガタの鼻 B 姫路市家島町クロフゴ島北端 ア Aから140度の線とBから37度の線との交点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 89 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町松島東北東岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町桂島東端 ア Aから121度30分2,100メートルの点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 90 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市家島町松島南岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市家島町松島灯台中心点 ア Aから246度30分820メートルの点	家島漁協 坊勢漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置		制限又は条件
共 第 91 号	第1種共同漁業	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	たつの市中川、元川尻		
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	漁場の区域		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちアとイを結んだ線、BとCを結んだ線、Dとウを結んだ線、アとウを結んだ線（姫路市・たつの市界に沿う。）並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市網干区浜田1320番地の1地先中川左岸護岸南西角 B たつの市元川橋右岸下流基柱 C たつの市元川橋左岸下流基柱 D たつの市中川橋右岸下流基柱 E 姫路市中川橋左岸下流基柱 ア Aから280度の線上の姫路市・たつの市界 イ Aから280度の線とたつの市御津町苅屋成山新田の東側の護岸との交点 ウ DとEを結んだ線上の姫路市・たつの市界		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たご漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 101 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市上灘地先	※	由良町漁協 洲本炬口漁協 沼島漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域		
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 洲本市上灘畑田川尻左岸		
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 最大高潮時海岸線における洲本市上灘・由良界		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから172度1,000メートルの点		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから156度1,000メートルの点		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

※ 制限又は条件

- (1) 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
- (2) 次の制限期間及び制限時間内においては潜水漁法（通称はだかもぐり）により操業してはならない。
 - ① 制限期間 1月1日から2月末日まで
 - ② 制限時間 午後1時から翌午前10時まで
- (3) わかめ漁業てんぐさ漁業及びたこ漁業は潜水漁法により操業してはならない。
- (4) 増殖をしなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 102 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市由良地先	※	由良町漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域		
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 最大高潮時海岸線における洲本市上灘・由良界		
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 洲本市由良生石崎南端		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 洲本市由良成ヶ島なまこ岩中央		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 洲本市由良成ヶ島北東端		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	E 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから156度1,000メートルの点		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから119度1,000メートルの点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから84度1,200メートルの点		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから64度1,000メートルの点		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	オ Bから73度1,700メートルの点		
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	制限区域		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	点B、イ、ウ、エ、オ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
		たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

※ 制限又は条件

- (1) 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
- (2) 制限区域及び次の制限期間並びに制限時間内においては潜水漁法（通称はだかもぐり）により操業してはならない。
 - ① 制限期間 1月1日から2月末日まで
 - ② 制限時間 午後1時から翌午前10時まで
- (3) わかめ漁業てんぐさ漁業及びたこ漁業は潜水漁法により操業してはならない。
- (4) 増殖をしなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 103 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市小路谷から洲本港に至る間の地先	洲本炬口漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域	
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	(除外区域1)	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点D、キ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域2)	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	点ウ、エ、オ、カ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における洲本市内田・小路谷界	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	B 洲本市洲本港旧北防波堤東端	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	C 洲本市洲本港2号防波堤基部中央	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 洲本市小路谷字古茂江287の3番地先にある標柱	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	E 洲本市小路谷字古茂江1053の19番地先にある標柱	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから73度1,700メートルの点	
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから73度1,500メートルの点	
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから護岸に沿い南東へ40メートルの点	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	エ ウから53度136メートルの点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	オ エから45度30分400メートルの点	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	カ Bから73度460メートルの点	
第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	キ Dから73度85メートルの点		
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 104 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市炬口、中川原町及び安乎町地先		洲本炬口漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 (除外区域)			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	A、ウ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	A 洲本市洲本港旧北防波堤東端			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における洲本市・淡路市界			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	C 洲本市炬口漁港2号防波堤に沿い南方へ28メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	D 洲本川右岸突端			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから73度1,500メートルの点			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから95度1,500メートルの点			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Aから73度460メートルの点			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	エ Cから92度480メートルの点			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから60度に引いた線とウとエを結んだ線との交点			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで					
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 105 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市・淡路市界から淡路市塩尾に至る間の地先		津名漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における洲本市・旧津名郡津名町界		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 淡路市塩尾橋崎東端		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから95度1,500メートルの点		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから54度1,420メートルの点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 106 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	淡路市佐野地先		津名漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 淡路市佐野川尻右岸		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 淡路市境谷橋（旧津名郡津名町・旧津名郡東浦町界）中央		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから129度1,160メートルの点		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから123度1,500メートルの点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 107 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	淡路市釜口地先		仮屋漁協	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	漁場の区域			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	おごり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 淡路市境谷橋（旧津名郡津名町・旧津名郡東浦町界）中 央			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから123度1,500メートルの点			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから123度1,000メートルの点			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 108 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	淡路市釜口・下田界から淡路市作左衛門川に至る間の地先		仮屋漁協 森漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域		
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちA、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	点の位置		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における淡路市釜口・下田界		
	"	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	B 淡路市久留麻45番地に設置した防衛庁標識		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	ア Bから92度の線と最大高潮時海岸線の交点		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから123度1,000メートルの点		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Aから92度1,300メートルの点		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 109 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	淡路市久留麻から浦川に至る間の地先		森漁協 仮屋漁協
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	漁場の区域		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	おごり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	B 淡路市浦川尻左岸		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから92度1,000メートルの点		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 110 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	淡路市浦川から大磯川に至る間の地先	仮屋漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	漁場の区域	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	カ、オ、キ、ク、ケ、コ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。	
	"	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	B 淡路市浦川尻左岸	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	C 淡路市大磯川尻左岸	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	D 淡路市大磯埋立地北東角	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	E 淡路市大磯24番地地先大磯埋立基杭（大磯北埋立地南東角から北東へ40メートルの点）	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	F 淡路市大磯港淡路フェリー大磯灯台跡中心点（北緯34度33.01分、東経135度0.10分）	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	G 淡路市浜埋立地南東角	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから92度の線と最大高潮時海岸線との交点	
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	イ アから92度1,000メートルの点	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	ウ アから92度1,300メートルの点	
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Cから109度1,300メートルの点	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから87度73メートルの点	
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	カ オから348度の線と最大高潮時海岸線との交点	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	キ Eから127度38.6メートルの点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	ク Fから146度77メートルの点	
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	ケ Fから234度94メートルの点		
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	コ Gから144度52メートルの点		
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	サ コから282度の線と最大高潮時海岸線との交点		
	第2種共同漁業				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 111 号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市浦川から大磯川に至る間の地先		森漁協 仮屋漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちB、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、カ、オ、キ、ク、ケ、コ及びサを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。		
				点の位置 A 淡路市久留麻29番地に設置した防衛庁標識 B 淡路市浦川尻左岸 C 淡路市大磯川尻左岸 D 淡路市大磯埋立地北東角 E 淡路市大磯24番地地先大磯埋立基杭（大磯北埋立地南角から北角へ40メートルの点） F 淡路市大磯港淡路フェリー大磯灯台跡中心点（北緯34度33.01分、東経135度0.10分） G 淡路市浜埋立地南東角 ア Aから92度と最大高潮時海岸線との交点 イ アから92度1,000メートルの点 ウ アから92度1,300メートルの点 エ Cから109度1,300メートルの点 オ Dから87度73メートルの点 カ オから348度の線と最大高潮時海岸線との交点 キ Eから127度38.6メートルの点 ク Fから146度77メートルの点 ケ Fから234度94メートルの点 コ Gから144度52メートルの点 サ コから282度の線と最大高潮時海岸線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 112 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	淡路市大磯川から鶴崎川に至る間の地先		淡路島岩屋漁協 仮屋漁協	
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	漁場の区域			
	"	あおのり漁業	11月1日から9月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	ひじき漁業	1月1日から5月31日まで	点の位置			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 淡路市大磯川尻左岸			
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 淡路市鶴崎川旧川尻左岸			
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	ア Aから109度1,300メートルの点			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから98度1,200メートルの点			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 113 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	淡路市岩屋地先	淡路島岩屋漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	漁場の区域	
	"	あおのり漁業	11月1日から9月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。 (除外区域1)	
	"	ひじき漁業	1月1日から5月31日まで	点オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びシを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 (除外区域2)	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	点ス、セ、ソ、タ、チ及びスを結んだ線によって囲まれた区域	
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	A 淡路市鶴崎川尻左岸	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	B 淡路市岩屋絵島東端	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 淡路市岩屋松帆崎北端	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・旧津名郡北淡町界	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 淡路市岩屋藤八川尻右岸	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	F 明石海峡大橋主塔基礎設置位置中心点(北緯34度36.57分、東経135度0.88分)	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから98度1,200メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから84度1,000メートルの点	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから34度1,000メートルの点	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから337度1,000メートルの点	
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから最大高潮時海岸線に沿い南へ50mの点	
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	カ オから69度175メートルの点	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	キ カから339度158メートルの点	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	ク キから328度85メートルの点	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	ケ ケから316度202メートルの点	
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	コ ケから305度91メートルの点	
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	サ コから333度395メートルの点 シ サから243度の線と最大高潮時海岸線との交点 ス Fから320度570メートルの点 セ スから215度300メートルの点 ソ セから125度1,100メートルの点 タ ソから35度の線とイトウを結んだ線との交点 チ スから125度の線とイトウを結んだ線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 114 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市岩屋地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市岩屋大和島北端 ア Aから113度1,350メートルの点	淡路島岩屋漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 115 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市岩屋地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市岩屋大和島北端 ア Aから112度2,250メートルの点	淡路島岩屋漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 116 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	旧津名郡淡路町・旧津名郡北淡町界から淡路市野島大川に至る間の地先		富島漁協 淡路島岩屋漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	漁場の区域		
	"	あおのり漁業	11月1日から9月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	ひじき漁業	1月1日から5月31日まで	点の位置		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・旧津名郡北淡町界		
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 淡路市野島江崎梶取の鼻		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 淡路市野島大川大川尻左岸		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから337度1,000メートルの点		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから312度1,000メートルの点		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから310度1,000メートルの点		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 117 号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	旧津名郡淡路町・旧津名郡北淡町から淡路市野島暮浦大石に至る間の地先	淡路島岩屋漁協 富島漁協
				漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における旧津名郡淡路町・旧津名郡北淡町界 B 淡路市野島江崎梶取の鼻 C 淡路市野島暮浦大石波止の東にある大石 ア Aから337度1,000メートルの点 イ Bから312度1,000メートルの点 ウ Cから312度1,000メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 118 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	淡路市野島大川から淡路市富島・浅野南界に至る間の地先	富島漁協
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	漁場の区域	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 淡路市野島大川大川尻左岸	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における淡路市野島墓浦・舟木界	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	C 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから310度1,000メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから310度1,000メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから310度1,000メートルの点	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 119 号	第2種共同漁業 "	いそ刺網漁業 ます網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	淡路市野島墓浦大石から淡路市富島・浅野南界に至る間の地先		富島漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島墓浦大石波止の東にある大石 B 最大高潮時海岸線における淡路市野島墓浦・舟木界 C 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界 ア Aから312度1,000メートルの点 イ Bから310度1,000メートルの点 ウ Cから310度1,000メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 120 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市野島轟木地先		富島漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市野島大川大川尻左岸 B 淡路市野島轟浦大石波止の東にある大石 ア Aから271度の線とBから317度の線の交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 121 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市富島沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度33.00分、東経134度55.92分） B 淡路市育波漁港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度31.87分、東経134度53.71分） ア Aから303度の線とBから354度30分の線との交点	富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 122 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市斗ノ内沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度33.00分、東経134度55.92分） B 淡路市育波漁港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度31.87分、東経134度53.71分） ア Aから277度の線とBから358度の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 123 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	淡路市浅野南及び斗ノ内地先		浅野浦漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における淡路市富島・浅野南界		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから310度1,000メートルの点		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから310度1,300メートルの点		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 124 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	淡路市育波地先		育波浦漁協	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	漁場の区域			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	もずく漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	あおのり漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における淡路市斗ノ内・育波界			
	"	あまのり漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから310度1,300メートルの点			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから310度1,200メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 125 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	淡路市室津地先		室津浦漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域			
	"	あまのり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における淡路市育波・室津界			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	B 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・旧津名郡一宮町界			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから310度1,200メートルの点			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから310度1,000メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 126 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	淡路市尾崎から淡路市深草に至る間の地先		一宮町漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域			
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 最大高潮時海岸線における旧津名郡北淡町・旧津名郡一宮町界			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	B 淡路市江井崎北西端			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	C 淡路市明神崎北端			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	D 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・旧津名郡五色町界			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから310度1,000メートルの点			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから329度1,200メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから309度1,000メートルの点			
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから309度1,300メートルの点			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで					
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 127 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市尾崎沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市尾崎枯木神社鳥居中央 B 淡路市新川尻左岸 ア Aから282度30分の線とBから312度30分の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

一宮町漁協

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 128 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市尾崎沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常隆寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから282度の線とBから341度の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 129 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市尾崎沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市常隆寺山頂上 B 洲本市先山頂上 ア Aから276度の線とBから335度の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 130 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市郡家沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市尾崎枯木神社鳥居中央 B 淡路市新川尻左岸 ア Aから252度の線とBから264度の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 131 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	洲本市五色町地先	五色町漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域	
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 最大高潮時海岸線における旧津名郡一宮町・旧津名郡五色町界	
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 洲本市五色町佛崎西端	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ市松帆慶野界	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから309度1,300メートルの点	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから292度1,000メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから291度1,400メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで		
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 132 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市松帆慶野地先		湊漁協 五色町漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	次の点のうちA、イ、ウ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	点の位置			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	A 最大高潮時海岸線における洲本市五色町・南あわじ市松帆慶野界			
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 南あわじ市松帆慶野蛭子神社前鳥居中央			
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	ア Bから291度の線と最大高潮時海岸線との交点			
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから291度1,400メートルの点			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Aから291度1,500メートルの点			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 133 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市松帆慶野から南あわじ市津井、阿那賀界に至る間の地先	湊漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	漁場の区域	
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、D、オ、カ、キ、ク、サ、コ、ケ、シ、ス及びセを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 点の位置 A 南あわじ市松帆慶野蛭子神社前鳥居中央 B 南あわじ市雁来崎大岩頂上 C 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界 D 南あわじ市湊港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度19.93分、東経134度43.75分） ア Aから291度の線と最大高潮時海岸線との交点 イ アから291度1,500メートルの点 ウ Bから319度1,300メートルの点 エ Cから317度1,000メートルの点 オ Dから311度56メートルの点 カ オから298度63メートルの点 キ カから328度50メートルの点 ク キから356度190メートルの点 ケ Dから255度390メートルの点 コ ケから26度253メートルの点 サ コから356度235メートルの点 シ ケから220度98メートルの点 ス シから242度557メートルの点 セ スから152度の線と最大高潮時海岸線との交点	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで		
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
"	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		
"	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで		
"	第2種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 134 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市阿那賀地先		南あわじ漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	点の位置			
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	A 最大高潮時海岸線における南あわじ市津井・阿那賀西路界			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	B 南あわじ市丸山崎西端			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 南あわじ市門崎北横瀬			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 南あわじ市門崎西端			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 徳島県鳴門市孫崎北端			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから317度1,000メートルの点			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから285度1,000メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ CとEを結んだ線とDから299度16分の線との交点			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで				
第3種共同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 135 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市門崎地先		福良漁協 南あわじ漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域		
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	次の点のうちA、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	点の位置		
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	A 南あわじ市門崎北横瀬		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	B 南あわじ市門崎西端		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 南あわじ市門崎南横瀬		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 徳島県鳴門市孫崎北端		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 徳島県鳴門市飛鳥頂上		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア AとDを結んだ線とBから299度16分の線との交点		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ CとEを結んだ線とBから195度16分の線との交点		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 136 号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市門崎地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎北横瀬 B 南あわじ市門崎南横瀬 C 徳島県鳴門市孫崎北端 D 徳島県鳴門市飛鳥頂上 E 徳島県鳴門市裸島頂上 ア AとCを結んだ線とEから44度16分の線との交点 イ BとDを結んだ線とEから98度16分の線との交点	福良漁協 南あわじ漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 137 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	南あわじ市門崎地先		福良漁協 南あわじ漁協 鳴門町漁協 新鳴門漁協 里浦漁協
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	漁場の区域		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	A 南あわじ市門崎北横瀬		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	B 南あわじ市門崎西端		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	C 南あわじ市門崎南横瀬		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	D 徳島県鳴門市孫崎北端		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	E 徳島県鳴門市飛鳥頂上		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	F 徳島県鳴門市裸島頂上		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	ア AとDを結んだ線とBから299度16分の線との交点 イ CとEを結んだ線とBから195度16分の線との交点 ウ CとEを結んだ線とFから98度16分の線との交点 エ AとDを結んだ線とFから44度16分の線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 138 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市門崎から南あわじ市阿万塩屋町に至る間の地先		福良漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域		
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	次の点のうちA、A及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	(除外区域)		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点イ、ウ、エ、オ、カ、キを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	A 南あわじ市門崎南横瀬		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	B 徳島県鳴門市裸島頂上		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	C 徳島県鳴門市飛鳥頂上		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	D 南あわじ市阿万吹上町船合の鼻		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	E 南あわじ市福良湾煙島頂上		
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Eから143度58分の線と最大高潮時海岸線との交点		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Eから162度27分1,020メートルの点		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	エ Eから162度43分928メートルの点		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから166度52分931メートルの点		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	カ Eから166度9分1,040メートルの点		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	キ Eから167度10分の線と最大高潮時海岸線との交点		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 139 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市福良門崎南岸地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市門崎燈台中心点 ア Aから191度250メートルの点	福良漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 140 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市阿万吹上地先	福良漁協 南淡漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点のうちC、イ、ウ及びEを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで	A 南あわじ市門崎南横瀬	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 徳島県鳴門市裸島頂上	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	C 徳島県鳴門市飛鳥頂上	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	D 南あわじ市阿万吹上町船合の鼻	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	E 南あわじ市本庄川尻左岸	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ア AとCを結んだ線とBから98度16分の線との交点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	イ Dとアを結んだ線上のDから2,000メートルの点	
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Eから220度3,000メートルの点	
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 141 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市小浦の鼻沖合	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市釣島灯台 B 南あわじ市阿万小浦の鼻 ア Aから217度の線とBから258度の線との交点	福良漁協 南淡漁協 沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 142 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市阿万上町地先		福良漁協 南淡漁協 沼島漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域		
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置		
	"	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで	A 南あわじ市本庄川尻左岸		
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	B 南あわじ市潮崎西端		
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから220度3,000メートルの点		
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから264度2,000メートルの点		
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで			
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 143 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市潮崎から洲本市畑田川に至る間の地先	南淡漁協 沼島漁協
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域	
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置	
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 南あわじ市潮崎西端	
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 南あわじ市灘仁頃立岩頂上	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 南あわじ市灘漁港西防波堤基部中央	
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 洲本市上灘畑田川尻左岸	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから264度2,000メートルの点	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから220度1,500メートルの点	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Bから174度1,300メートルの点	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	エ Cから164度1,500メートルの点	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから172度1,000メートルの点	
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで			
第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで			
"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで			

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 144 号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市沼島地先		沼島漁協	
	"	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	漁場の区域			
	"	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びビアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置			
	"	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	A 南あわじ市沼島黒崎の鼻			
	"	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	B 南あわじ市沼島殿の飛の鼻			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 南あわじ市沼島上立神岩			
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	D 南あわじ市沼島岸の海鼻			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	E 南あわじ市沼島中瀬の鼻			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから309度1,500メートルの点			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Aから39度1,500メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Bから74度1,500メートルの点			
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	エ Cから114度1,500メートルの点			
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから164度1,500メートルの点			
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	カ Eから194度1,500メートルの点			
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	キ Eから274度1,500メートルの点			
		第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで			
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 145 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沼島殿の飛地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島殿の飛屏風岩東端 ア Aから11度600メートルの点 イ Aから144度30分1,100メートルの点 ウ イから54度30分500メートルの点 エ ウから324度30分1,100メートルの点	沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 146 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沼島続けばえ地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島続けばえ大磯最高所 ア Aから90度520メートルの点 イ Aから214度500メートルの点 ウ イから124度500メートルの点 エ ウから34度500メートルの点	沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 147 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沼島岸の海鼻地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青磯最高所 ア Aから134度730メートルの点 イ Aから150度500メートルの点 ウ イから60度600メートルの点 エ ウから330度500メートルの点	沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 148 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市中瀬地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青磯最高所 B 南あわじ市沼島中瀬大磯最高所 ア Aから197度の線とBから161度の線との交点	沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 149 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	洲本市由良地先	※	由良町漁協
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 洲本市淡路由良港成山防波堤灯台中心点 ア Aから92度1,000メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
※ 制限又は条件

—

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 150 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	洲本市由良地先	※	由良町漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域		
				点の位置		
				A 洲本市高埼灯台中心点		
				ア Aから160度830メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
※ 制限又は条件

—

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 151 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市野島地先		富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤灯台中心点 ア Aから17度1,500メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 152 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市富島地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径150メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市富島漁港西防波堤灯台中心点 ア Aから283度1,400メートルの点	富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協 室津浦漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 153 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市室津地先		室津浦漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津港西防波堤灯台中心点 ア Aから235度800メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 154 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市室津地先		室津浦漁協 富島漁協 浅野浦漁協 育波浦漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路室津港西防波堤灯台中心点 ア Aから242度1,650メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 155 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	淡路市江井地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 淡路市淡路山田港西防波堤灯台中心点 ア Aから3度1,600メートルの点	
					一宮町漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 156 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市灘大川地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市灘港西防波堤灯台中心点 ア Aから242度950メートルの点	南淡漁協 沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 157 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市灘黒岩地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市灘港西防波堤灯台中心点 ア Aから66度4,400メートルの点	南淡漁協 沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 158 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沼島黒崎地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島黒崎の鼻 ア Aから14度780メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 159 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沼島下立神地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島青磯最高所 ア Aから160.5度700メートルの点 イ Aから133.5度300メートルの点 ウ イから240度350メートルの点 エ ウから320.5度300メートルの点	沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 160 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沼島中瀬地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島中瀬大磯最高所 ア Aから222度550メートルの点 イ Aから329度750メートルの点 ウ イから242.5度200メートルの点 エ ウから159度700メートルの点	沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 161 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沼島地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島港西防波堤灯台中心点 ア Aから334.5度900メートルの点 イ Aから62度400メートルの点 ウ イから12度600メートルの点 エ ウから325度450メートルの点 オ エから234.5度750メートルの点	沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 201 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	豊岡市地先 漁場の区域 次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界 B 京都府兵庫県界地先の平岩中央 C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 ア Bから353度40分250メートルの点 イ Cから353度40分300メートルの点	但馬
		のり漁業	9月1日から5月31日まで		
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで		
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで		
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで		
		うみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで		
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで		
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		つのまた漁業	3月1日から8月31日まで		
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで		
		ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで		
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで		
		いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで		
		かき漁業	1月1日から12月31日まで		
		はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
あわび漁業	1月1日から12月31日まで				
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで				
ずめ漁業	1月1日から12月31日まで				
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで				
にし漁業	1月1日から12月31日まで				
かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
うに漁業	1月1日から12月31日まで				
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
しじみ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 202 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	豊岡市地先	但馬
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	豊岡市の区域 次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線並びにDとEを結んだ線と最大高潮時海岸線 によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における京都府・兵庫県界 B 京都府・兵庫県界地先の平岩中央 C 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） D 豊岡市気比港大橋右岸下流基柱 E 豊岡市小島港大橋左岸下流基柱 ア Bから353度40分1,500メートルの点 イ Cから353度40分1,000メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 203 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市田結神水鼻 B 豊岡市津居山石金島頂上 C 豊岡市気比津居山港新防波堤突端 ア AとBを結んだ線とCから22度の線との交点	
					但馬

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 204 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市沖合	但馬
				漁場の区域 次の点のうちア、イ、エ、ウ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市田結ステガ鼻北端 B 豊岡市瀬戸獅子ヶ鼻北端 ア A点から0度40分の線とBから29度40分の線との交点 イ アから263度40分3,000メートルの点 ウ アから173度40分900メートルの点 エ イから173度40分900メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 205 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	豊岡市竹野町地先 漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） B 豊岡市竹野町田久日字向山104番地の6平井の鼻北端 C 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎北端 D 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 E 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 F 豊岡市竹野町599番地竹野橋上流左岸の基柱 ア Aから353度40分300メートルの点 イ Bから353度40分200メートルの点 ウ Cから353度40分200メートルの点 エ Dから358度40分700メートルの点	但馬
		のり漁業	9月1日から5月31日まで		
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで		
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで		
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで		
		うみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで		
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで		
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		つのまた漁業	3月1日から8月31日まで		
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで		
		ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで		
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで		
		いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで		
		かき漁業	1月1日から12月31日まで		
		はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
		ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
ささえ漁業	1月1日から12月31日まで				
ずめ漁業	1月1日から12月31日まで				
にし漁業	1月1日から12月31日まで				
かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
うに漁業	1月1日から12月31日まで				
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 206 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	豊岡市竹野町地先	但馬
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	豊岡市竹野町地先 漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線並びにEとFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市瀬戸・竹野町田久日界の御持ちの滝（通称ヒイゴの滝） B 豊岡市竹野町田久日字向山104番地の6平井の鼻北端 C 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地猫崎北端 D 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 E 豊岡市竹野町竹野538番地の3竹野橋上流右岸の基柱 F 豊岡市竹野町竹野599番地竹野橋上流左岸の基柱 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40分700メートルの点 ウ Cから353度40分700メートルの点 エ Dから358度40分1,000メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 207 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市竹野町竹野地先	但馬
				漁場の区域 次の点のうちA、B及びイを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町猫崎半島東岸地先灯籠北端 B 豊岡市竹野町青井浜地先つるそ北端 C 豊岡市竹野町青井浜地先籠島西端 ア BからAを見通した線と最大高潮時海岸線との交点 イ BからCを見通した線と最大高潮時海岸線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 208 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市竹野町竹野地先	但馬
				漁場の区域 次の点のうちA、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野庵蛇東端 B 豊岡市竹野町竹野港旧港西防波堤北西部 C 豊岡市竹野町竹野港旧港西防波堤西側線基部	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 209 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市竹野町切浜地先	
				漁場の区域	
				次の点AとBを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町切浜黒崎鼻北西端(通称色ヶ崎) B 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端	

但馬

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 210 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市竹野町沖合	但馬
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町田久日宇向山104番地の6平井の鼻北端 B 豊岡市竹野町切浜黒崎鼻北西端(通称色ヶ崎) ア Aから303度40分の線とBから21度40分の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 211 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	豊岡市竹野町沖合	但馬
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 豊岡市竹野町竹野字賀島1番地赤島頂上 B 美方郡香美町香住区相谷地先灘イブリ岩頂上 ア Aから329度40分の線とBから14度40分の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 212 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先	但馬
		のり漁業	9月1日から5月31日まで	漁場の区域	
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域)	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	次の点のうち点オ、カ、キ、ク及びケを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで	点の位置	
		うみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで	A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端	
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端	
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで	C 美方郡香美町香住区沖浦地先大島北端	
		つのまた漁業	3月1日から8月31日まで	D 美方郡香美町香住区沖浦長ソコ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷)	
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで	E 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点	
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで	ア Aから358度40分700メートルの点	
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで	イ Bから353度40分700メートルの点	
		ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから353度40分100メートルの点	
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから353度40分500メートルの点	
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで	オ Eから185度10分646.5メートルの点	
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで	カ オから283度9分28秒3メートルの点	
		いがい漁業	1月1日から12月31日まで	キ カから352度22分31秒78.3メートルの点	
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで	ク キから25度27分36秒220.1メートルの点	
		かき漁業	1月1日から12月31日まで	ケ クから115度27分36秒107メートルの点	
		はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
		ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
ささえ漁業	1月1日から12月31日まで				
ずめ漁業	1月1日から12月31日まで				
にし漁業	1月1日から12月31日まで				
かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
うに漁業	1月1日から12月31日まで				
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 213 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡香美町香住区相谷から沖浦に至る間の地先	但馬
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の区域を除く。 (除外区域) 次の点のうちエ、オ、カ、キ及びクを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端 B 美方郡香美町香住区無南垣字大鳴魚見鼻北端 C 美方郡香美町香住区沖浦長ツ口479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷) D 美方郡香美町香住区柴山港西防波堤灯台中心点 ア Aから358度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40分1,000メートルの点 ウ Cから353度40分1,500メートルの点 エ Dから185度10分646.5メートルの点 オ エから283度9分28秒3メートルの点 カ オから352度22分31秒78.3メートルの点 キ カから25度27分36秒220.1メートルの点 ク キから115度27分36秒107メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 214 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡香美町香住区訓谷及び安木地先	但馬
				漁場の区域 次の点ア、A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区安木地先赤島頂上 B 美方郡香美町香住区無南垣柴山北東の突端 ア Aから128度40分の線と対岸との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 215 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡香美町香住区境から下浜に至る間の地先	但馬
		のり漁業	9月1日から5月31日まで	漁場の区域	
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びにCとDを結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	点の位置	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで	A 美方郡香美町香住区沖浦長ソコ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷)	
		うみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで	B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界(松ヶ崎)	
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	C 美方郡香美町香住区七日市矢田橋右岸下流基柱	
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで	D 美方郡香美町香住区矢田矢田橋左岸下流基柱	
		つのまた漁業	3月1日から8月31日まで	ア Aから353度40分500メートルの点	
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで	イ Bから353度40分250メートルの点	
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで		
		ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで		
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで		
		いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで		
		かき漁業	1月1日から12月31日まで		
		はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで				
あわび漁業	1月1日から12月31日まで				
とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで				
さざえ漁業	1月1日から12月31日まで				
ずめ漁業	1月1日から12月31日まで				
にし漁業	1月1日から12月31日まで				
かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
うに漁業	1月1日から12月31日まで				
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 216 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡香美町香住区境から下浜に至る間の地先	但馬
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次のA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区沖浦長ツ口479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界(浜の谷) B 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界(松ヶ崎) ア Aから353度40分1,500メートルの点 イ Bから353度40分1,500メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件
-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 217 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡香美町香住区下浜地先	但馬
				漁場の区域 次の点A、B、C及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域（河川を除く。） 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字久津井キツネ島北端 B 美方郡香美町香住区下浜字久津井地先弁天島西端 C 美方郡香美町香住区下浜字三田地先イナムラ（松島）東端 D 美方郡香美町香住区下浜字三田弁天鼻	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 218 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡香美町香住区下浜沖合	但馬
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 B 美方郡香美町香住区下浜字オッパセ地先東赤島北西端 ア Aから318度40分の線とBから30度10分の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 219 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡香美町香住区下浜沖合	但馬
				<p style="text-align: center;">漁場の区域</p> 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 B 美方郡香美町香住区下浜字オッバセ地先東赤島北西端 ア Aから306度10分の線とBから13度40分の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 220 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡香美町香住区下浜沖合	但馬
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径300メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区境地先白石島頂上 B 美方郡香美町香住区下浜字オッバセ地先東赤島北西端 ア Aから297度40分の線とBから349度40分の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 221 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡香美町香住区下浜沖合	但馬
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜字オッバセ地先東赤島北西端 B 美方郡香美町香住区鐘松ヶ崎493番地松ヶ崎北西端 ア Aから338度10分の線とBから7度40分の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 222 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡香美町香住区鑑及び余部地先	但馬
		のり漁業	9月1日から5月31日まで	漁場の区域	
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで	次の点うちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	点の位置	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで	A 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地の界	
		うみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで	(松ヶ崎)	
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	B 美方郡香美町香住区余部字御崎余部崎北端	
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで	C 美方郡香美町香住区余部字御崎ラトシ通り岩北端	
		つのみた漁業	3月1日から8月31日まで	ア Aから353度40分250メートルの点	
		おごり漁業	3月1日から8月31日まで	イ Bから353度40分100メートルの点	
		えごり漁業	3月1日から8月31日まで	ウ Cから353度40分500メートルの点	
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで		
		ぼんだわら漁業	1月1日から12月31日まで		
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで		
		いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで		
		かき漁業	1月1日から12月31日まで		
		あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
		ずめ漁業	1月1日から12月31日まで		
にし漁業	1月1日から12月31日まで				
かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
うに漁業	1月1日から12月31日まで				
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記

制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 223 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡香美町香住区鎧及び余部地先	但馬
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鎧松ヶ崎493番地の界 (松ヶ崎) B 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 ア Aから353度40分1,500メートルの点 イ Bから353度40分1,000メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 224 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡香美町香住区余部通り岩から美方郡香美町と同郡新温泉町との界に至る間の地先	但馬 浜坂
		のり漁業	9月1日から5月31日まで	漁場の区域	
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	点の位置	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで	A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端	
		うみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで	B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鋸崎北端）	
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	ア Aから353度40分500メートルの点	
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで	イ Bから353度40分500メートルの点	
		つのまた漁業	3月1日から8月31日まで		
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで		
		ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで		
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで		
		いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで		
		かき漁業	1月1日から12月31日まで		
		あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
		ずめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		にし漁業	1月1日から12月31日まで		
かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
うに漁業	1月1日から12月31日まで				
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件		
共 第 225 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡香美町香住区余部通り岩から美方郡香美町と同郡新温泉町との界に至る間の地先	但馬 浜坂	
		とびうお刺網漁業	5月1日から7月31日まで	漁場の区域		
		かわはぎ刺網漁業	5月1日から11月30日まで	次の点A、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
		かます刺網漁業	3月1日から11月30日まで	点の位置		
		雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	A 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端 B 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鋸崎北端） ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから353度40度1,000メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 226 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡香美町と同郡新温泉町との界から美方郡新温泉町矢城ヶ鼻 に至る間の地先	浜坂
		のり漁業	9月1日から5月31日まで	漁場の区域	
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで	次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線、ことウを結んだ線並びにオとエを結んだ線 と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	点の位置	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで	A 最大高潮時海岸線における美方郡香美町 新温泉町界（鋸崎北端）	
		うみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで	B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端）	
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	C 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端）	
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで	D 美方郡新温泉町岸田川右岸堤防北端	
		つまた漁業	3月1日から8月31日まで	ア Aから353度40分500メートルの点	
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで	イ Bから353度40分250メートルの点	
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで	ウ Cから173度40分の線と対岸との交点	
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで	エ Dから73度40分の線と対岸との交点	
		ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから253度40分の線と対岸との交点	
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで		
		いがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで		
		かき漁業	1月1日から12月31日まで		
		はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
		ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
		ずめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
にし漁業	1月1日から12月31日まで				
かめので漁業	1月1日から12月31日まで				
ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
うに漁業	1月1日から12月31日まで				
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
しじみ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 227 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡新温泉町三尾から同町芦屋東矢城に至る間の地先	浜坂
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、C及びD、エ並びにオ、Eを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡香美町・新温泉町界（鋸崎） B 美方郡新温泉町三尾大島北端 C 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） D 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） E 美方郡新温泉町清富オリ島西端 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Bから323度40分1,000メートルの点 ウ Cから353度40分1,000メートルの点 エ Dから173度40分の方角線と対岸との交点 オ Eから173度40分の方角線と対岸との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 228 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡新温泉町芦屋地先	浜坂
		のり漁業	9月1日から5月31日まで	漁場の区域	
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで	次の点アとBを結んだ線及びA、イ、ウ並びにCを結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	点の位置	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで	A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端）	
		つみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで	B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端）	
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端	
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで	ア Bから173度40分の方位線と対岸との交点	
		つのみた漁業	3月1日から8月31日まで	イ Aから353度40分250メートルの点	
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで	ウ Cから353度40分350メートルの点	
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで		
		ほんたわら漁業	1月1日から12月31日まで		
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで		
		いかい漁業	1月1日から12月31日まで		
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで		
		かき漁業	1月1日から12月31日まで		
		はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
		ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
		ずめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
		にし漁業	1月1日から12月31日まで		
		かめので漁業	1月1日から12月31日まで		
		ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
		うに漁業	1月1日から12月31日まで		
		なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 229 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡新温泉町芦屋地先	浜坂
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次の点ウ、B及びA、ア、イ、Cを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城西端（通称赤島西端） C 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Cから353度40分1,000メートルの点 ウ Bから173度40分の方位線と対岸との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 230 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町浜坂及び芦屋地先	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちA、ア及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 B 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端（通称赤島東端） C 美方郡新温泉町芦屋浜坂漁港東防波堤基部（付根）東側 ア Cから5度40分の方位線とA、Bを結んだ線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 231 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町三尾沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾地先大島北西端 B 美方郡新温泉町三尾地先立島頂上 ア Aから308度40分の方位線とBから4度40分の方位線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 232 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町田井浜崎鼻西端 B 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 ア Aから313度40分の方位線とBから6度40分の方位線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 233 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町芦屋地先中矢城沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町清富鬼門崎北端 B 美方郡新温泉町芦屋地先中矢城 ア Aから301度40分の方位線とBから3度40分の方位線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 234 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町三尾沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町三尾大島灯台 ア Aから20度600メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 235 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻灯台 ア Aから43度2,400メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 236 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町清富鬼門崎沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻灯台 ア Aから55度3,100メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 237 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎から同町釜屋に至る間の地先	浜坂
		のり漁業	9月1日から5月31日まで	漁場の区域	
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで	次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	点の位置	
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで	A 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端	
		うみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで	B 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界	
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	C 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上	
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで	ア Aから353度40分350メートルの点	
		つのまた漁業	3月1日から8月31日まで	イ Cから333度40分500メートルの点	
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで		
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで		
		ほんたわら漁業	1月1日から12月31日まで		
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで		
		いかい漁業	1月1日から12月31日まで		
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで		
		かき漁業	1月1日から12月31日まで		
		はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで		
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで		
		ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで		
		あわび漁業	1月1日から12月31日まで		
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで		
		ずめ漁業	1月1日から12月31日まで		
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで		
		にし漁業	1月1日から12月31日まで		
		かめのて漁業	1月1日から12月31日まで		
		ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
		うに漁業	1月1日から12月31日まで		
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
たこ漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 238 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎から同町釜屋に至る間の地先	浜坂
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次の点A、ア、イ、C及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先ウラ門崎突端 B 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 C 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 ア Aから353度40分1,000メートルの点 イ Cから333度40分1,000メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 239 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町諸寄及び芦屋地先	浜坂
				漁場の区域 次の点A、ア及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先千束灘の西端（通称枕岩西端） B 美方郡新温泉町諸寄大崎鼻東端 ア Bから353度40分700メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 240 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町釜屋沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町芦屋地先中矢城 B 美方郡新温泉町諸寄大崎鼻東端 ア Aから290度40分の方位線とBから325度40分の方位線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 241 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町釜屋沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町諸寄漁港北防波堤灯台 ア Aから332度2,600メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 242 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町釜屋沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町諸寄漁港北防波堤灯台 B 美方郡新温泉町浜坂漁港矢城ヶ鼻 ア Aから332度の線とBから297度の線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置		
共 第 243 号	第1種 共同漁業	はばのり漁業	9月1日から5月31日まで	美方郡新温泉町居組地先	浜坂	
		のり漁業	9月1日から5月31日まで	漁場の区域		
		そぞ漁業	9月1日から5月31日まで	次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域		
		わかめ漁業	3月1日から7月31日まで	点の位置		
		もずく漁業	4月1日から8月31日まで	A 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界		
		つみぞうめん漁業	4月1日から8月31日まで	B 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上		
		てんぐさ漁業	3月1日から8月31日まで	C 兵庫県鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱)		
		ふのり漁業	3月1日から8月31日まで	ア Bから333度40分500メートルの点		
		つのまた漁業	3月1日から8月31日まで	イ Cから331度10分500メートルの点		
		おごのり漁業	3月1日から8月31日まで			
		えごのり漁業	3月1日から8月31日まで			
		いぎす漁業	3月1日から8月31日まで			
		ほんたわら漁業	1月1日から12月31日まで			
		かじめ漁業	1月1日から12月31日まで			
		あらめ漁業	1月1日から12月31日まで			
		むかでのり漁業	1月1日から12月31日まで			
		いかい漁業	1月1日から12月31日まで			
		くろくち漁業	1月1日から12月31日まで			
		かき漁業	1月1日から12月31日まで			
		はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで			
		あさり漁業	1月1日から12月31日まで			
		ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで			
		あわび漁業	1月1日から12月31日まで			
		とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで			
		ずめ漁業	1月1日から12月31日まで			
		さざえ漁業	1月1日から12月31日まで			
		にし漁業	1月1日から12月31日まで			
		かめので漁業	1月1日から12月31日まで			
		ばい漁業	1月1日から12月31日まで			
		うに漁業	1月1日から12月31日まで			
なまこ漁業	1月1日から12月31日まで					
えむし漁業	1月1日から12月31日まで					
たこ漁業	1月1日から12月31日まで					

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 244 号	第2種 共同漁業	いそ刺網漁業	3月1日から10月31日まで	美方郡新温泉町居組地先	浜坂
		とびうお刺網漁業 かわはぎ刺網漁業 かます刺網漁業 雑魚小型定置網漁業 いかかご漁業	5月1日から7月31日まで 5月1日から11月30日まで 3月1日から11月30日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで	漁場の区域 次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界 B 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上 C 兵庫県鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） ア Bから333度40分1,000メートルの点 イ Cから331度10分1,500メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 245 号	第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町居組地先	浜坂
				漁場の区域 次の点A、B及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町居組大戸浜砂防波堤突端 B 美方郡新温泉町居組地先横島(白灯台) C 兵庫県鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱)	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件
 -

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 246 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町居組沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちAを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 美方郡新温泉町居組地先大振島頂上 B 兵庫県・鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱) ア Aから319度40分の方位線とBから17度40分の方位線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
 付 記
 制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 247 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町居組沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 兵庫県・鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） B 美方郡新温泉町居組地先横島（白灯台） ア Aから21度10分の方位線とBから353度40分の方位線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付 記
制限又は条件
-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者 (漁協名)
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 248 号	第3種 共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	美方郡新温泉町居組沖合	浜坂
				漁場の区域 次の点のうちアを中心として半径200メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 兵庫県・鳥取県界（汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱） B 美方郡新温泉町居組地先横島（白灯台） ア Aから358度40分の方位線とBから328度40分の方位線との交点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件
-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 301 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町地先		林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから161度300メートルの点 イ Aから209度425メートルの点 ウ イから113度800メートルの点 エ ウから28度420メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 302 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから260度17分1,152メートルの点 イ Aから180度362メートルの点 ウ イから270度305メートルの点 エ ウから360度362メートルの点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 303 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市二見町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから287度03分4.383メートルの点 イ Aから202度26分400メートルの点 ウ イから286度50分638メートルの点 エ ウから22度26分400メートルの点	東二見漁協 西二見漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 304 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市二見町地先		高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
				漁場の区域		
				次の点のうちアを中心として半径50メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア Aから124度30分4.260メートルの点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 305 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沼島上立神岩地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市沼島灯台中心点 ア Aから161度1,050メートルの点 イ Aから141度250メートルの点 ウ イから224度450メートルの点 エ ウから305度250メートルの点	沼島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 306 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	明石市大久保町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 A 江井ヶ島港西防波堤灯台中心点 ア Aから250度300メートルの地点 イ Aから204度420メートルの地点 ウ イから113度160メートルの地点 エ ウから29度425メートルの地点	林崎漁協 明石浦漁協 江井ヶ島漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 307 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	加古郡播磨町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 加古郡播磨町東播磨港別府東防波堤灯台中心点 ア Aから196度1,700メートルの点	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 308 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市大塩町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤灯台中心点 ア A点から122度2,990メートルの点	姫路市漁協 伊保漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 309 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市的形町地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市姫路八木港西防波堤灯台中心点 ア A点から136度1,900メートルの点	姫路市漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 310 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	姫路市網干区地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 姫路市網干西灯台中心点 ア A点から211度730メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	
共 第 311 号	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	南あわじ市沖苅藻島地先	
				漁場の区域	
				次の点のうちアを中心として半径100メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 A 南あわじ市釣島鼻灯台中心点 ア A点から275度1,500メートルの点	福良漁協

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記
制限又は条件

-